

税制上の優遇措置

個人の方

学校法人中野学園への国内からの寄付金は、「寄付金控除」の対象となり、**税制上の優遇措置が受けられます**。ご申告の際は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかをご選択ください。

(一般的には税額控除の方が、所得控除よりも減税効果が大きくなります。)

【税額控除】

$$\left(\begin{array}{l} \text{寄付金額} \\ \text{(所得の40\%が限度)} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% \quad \begin{array}{l} \text{を所得税から控除} \\ \text{(所得税額の25\%が限度)} \end{array}$$

寄付金額から2,000円を差し引いた額の40%に相当する額が、当該年の所得税額から控除されます。所得税率に関係なく所得税から直接控除されるため、多くの場合において所得控除よりも減税効果が大きくなります。

【所得控除】

$$\begin{array}{l} \text{寄付金額} \\ \text{(所得の40\%が限度)} \end{array} - 2,000 \text{円} \quad \text{を課税所得金額から控除}$$

寄付金額から2,000円を差し引いた額が、当該年の所得から控除されます。所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が高くなります。

【住民税控除】

$$\left(\begin{array}{l} \text{寄付金額} \\ \text{(所得の30\%が限度)} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times \text{住民税控除率} \quad \text{を住民税から控除}$$

東京都: 寄付控除率 4%

※市区町村につきましては「都道府県の指定を以って、市区町村の指定とする」と定めている自治体もあります。詳細はお住いの自治体の市区町村民税担当部署へお問い合わせください。

※【住民税控除】の対象とならない自治体にお住いの場合は【所得・税額控除】のみ適用となります。

※確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受けたい場合は、各自治体に申告してください。

法人の方

日本私立学校振興・共済事業団の手続きをいたしますと、所得税法上の寄付金控除が認められます。ご希望の際は裏面のお問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

※控除に必要な手続き書類は、後日郵送させていただきます。